

敬老祝い事業（結婚祝い・個人慶事）対象となるみなさまへお知らせ

長瀬町・長瀬町社会福祉協議会では、今年度も敬老慶事を迎えられるみなさまへ記念品等の贈呈をさせていただくこととなりました。対象となる方は下記のとおりです。

記



①結婚祝い 種類と該当範囲（令和6年4月～令和7年3月の間）

No.	結婚種類（周年）	該当範囲
1	白金婚（結婚70年）	昭和29年4月～昭和30年3月までに結婚されたご夫婦
2	金剛石婚（結婚60年）	昭和39年4月～昭和40年3月までに結婚されたご夫婦
3	金婚（結婚50年）	昭和49年4月～昭和50年3月までに結婚されたご夫婦

①結婚祝い 希望者申告方法

ご希望される方は、9月6日（金）までに

- ①ご夫婦の氏名 ②行政区 ③ご住所 ④電話番号 ⑤結婚祝いの種類 をお申し出ください。
（電話、FAX、メール、来所可） ※お祝いを希望されない方は、申告不要です。

②個人慶事 種類と該当範囲（令和5年4月～令和6年3月の間）

No.	個人慶事種類	該当範囲
1	101歳以上	大正13年4月1日以前生まれの方
2	百寿（100歳）	大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれの方
3	白寿（99歳）	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの方
4	卒寿（90歳）	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれの方
5	米寿（88歳）	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方
6	傘寿（80歳）	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの方
7	喜寿（77歳）	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれの方

②個人慶事 辞退者申告方法

ご辞退される方は、9月6日（金）までに

- ①ご氏名 ②行政区 ③ご住所 ④電話番号⑤慶事種類 をお申し出ください。
（電話、FAX、メール、来所可） ※お祝いを希望される方は、申告不要です。『個々にお祝い案内は通知しません』

- ・結婚祝いと個人慶事の申告方法が異なりますので、ご注意ください。
- ・お祝い品の贈呈については、結婚祝いは、社協職員がお届けいたします。個人慶事については、行政区長等を通じてお届けする予定です。

6月1日発行の社協だより「しあわせ72号」8ページ目に同内容で掲載しております。

【問い合わせ・申告先】

社会福祉法人 長瀬町社会福祉協議会 369-1304 長瀬町大字本野上1021 長瀬町保健センター2階
電話 0494-66-1139 FAX 0494-66-3725 e-mail: nshakyo2@mb.jnc.ne.jp